外国大学等を卒業した場合の必要書類のＱ＆Ａ

Ｑ１.「様式１　受験資格確認表」について、ヨーロッパの学校を卒業しましたが、「１単位当たりの授業時間数」はどのように換算よればよいでしょうか。

Ａ．原則として、単位取得証明書に記載の単位数に基づく授業時間数を記入してください。
ただし、ECTS（ヨーロッパ単位互換評価制度)を採用している学校はその旨を連絡事項に記入し、その場合の単位数は ECTS の値を記入してください。
なお、１単位あたりの授業時間数は、日本の大学の場合は、講義・演習は 1 単位 15 時間、実験・実習・実技は 1 単位 30 時間を目安として計算しています。

Ｑ２.「様式２　履修科目一覧表」について、１つの科目で複数の分類にまたがる場合は、どのように記入すればよいでしょうか。

Ａ．１つの科目の中に複数の分類がある場合は、単位数を振り分けて記入してください。
例：科目名称「建築一般（8 単位)」の授業において、「建築計画、建築環境工学、建築設備、建築法規」を 25%ずつ学んだ場合、様式２の記入欄において、

②建築計画の欄に「建築一般（2 単位)」、③建築環境工学の欄に「建築一般（2 単位)」、
④建築設備の欄に「建築一般（2 単位)」、⑨建築法規の欄に「建築一般（2 単位)」

として、それぞれ記入してください。

Ｑ３.「様式３　課程説明書（シラバス）の日本語訳」について、大学が発行している課程説明書（シラバス）の日本語訳のみだと、履修科目分類表の分類に該当するか読み取れない場合はどうすればよいでしょうか。

Ａ．実際に受けられた授業内容について、建築の各専門分野（建築設計製図、建築計画、建築環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産、建築法規、その他建築に関する科目）であることを第三者が読み取れるように補足説明してください。

・「建築設計製図」の授業内容として読み取れない例示と補足の例：
　現代社会における都市や建築の問題点を考察し、建築家としての解決策を創造するとともに建築設計者としての知識や技能を養うことを目的とする授業である。
→　５階建ての集合住宅、事務所ビルの建築設計を学習し、その成果物として、平面図、断面図、矩計図、立面図を制作することにより、建築設計の知識及び技能を養う。

Ｑ４．「卒業証明書の日本語訳」について、大学が発行したものが必要でしょうか。

Ａ．ご本人が日本語に翻訳したもので問題ありません。

Ｑ５．「単位取得証明書又は成績証明書の日本語訳」について、大学が発行したものが必要でしょうか。

Ａ．ご本人が日本語に翻訳したもので問題ありません。

Ｑ６．「卒業証明書（原本）」について、手元にコピーしかない場合、コピーの PDF でよいでしょうか。

Ａ．コピーの PDF は認められません。必ず原本を PDF にしたものを提出してください。

Ｑ７．「単位取得証明書又は成績証明書（原本）」について、手元にコピーしかない場合、コピーの PDF でよいでしょうか。

Ａ．コピーの PDF は認められません。必ず原本を PDF にしたものを提出してください。

Ｑ８．「大学が発行した課程説明書（シラバス）」について、大学が発行していない場合は、どのようにすればよいでしょうか。

Ａ．大学に問合せし、発行していないことを確認したのち、「様式１　受験資格確認表」の連絡事項にその旨を記入してください。

Ｑ９．「様式５　必要書類チェックシート」について、すべて〇でない場合は、書類不備となりますか。

Ａ．原則、すべて〇である必要がありますが、「大学が発行した課程説明書（シラバス）」がない場合は、Ｑ８．のＡ．のとおりに対応してください。

Ｑ１０．一級建築士試験と二級建築士試験の両方受験したい場合は、書類はそれぞれ作成する必要がありますか。

Ａ．一級建築士試験は国土交通省、二級・木造建築士試験は各都道府県が審査を行い、国土交通大臣又は各都道府県知事によって受験資格が認定されます。そのため、一級と二級の建築士試験受験をご希望の方は、一級と二級それぞれの必要書類を作成してください。